

1. 年金・手当 令和8年4月1日現在 ○ 該当 △ 一部該当

制 度	内 容	1	2	3	4	5	6	備 考	窓 口	
障害基礎年金	国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで障がい者になった方（被保険期間の2/3以上の期間保険料を納めていることが必要）または、20才になる前に障がい者になった方に障がいの程度に応じ支給。【年額】（1級）1,059,125円 （2級）847,300円							国民年金法に定める障害に該当された方。 ※手帳とは別に診断書が必要 です。	障害者認定時期は初診日から1年6か月または病状が固定した日以降の診断書で認定されます。厚生年金に加入中に初診日がある場合は、障害厚生年金になります。	真庭市市民課 及び各振興局 年金事務所
特別児童扶養手当	身体または精神に一定の障がいを持つ20才未満の児童を扶養されている方に支給されます。 【月額】（1級）58,450円 （2級）38,930円	○	○	○	△			所得制限があります。 施設入所は対象になりません。	真庭市福祉課 及び各振興局	
特別障害者手当	身体または精神に障がいがあるため日常生活において、常時特別な介護を必要とする障がい者本人に支給されます。 【月額】30,450円	△	△	△				所得制限があります。 施設入所、入院（3か月以上）は対象外	真庭市福祉課 及び各振興局	
障害児福祉手当	身体または精神に障がいがあるため日常生活において、常時介護を必要とする20才未満の障がい児本人に支給されます。 【月額】16,560円	○	△	△				所得制限があります。 施設入所は対象になりません。	真庭市福祉課 及び各振興局	
岡山県心身障害者扶養共済制度	心身に障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めていればその保護者に万一（死亡・障がい重度）のことがあった時、障がいのある方に一生を通じて一定額の年金が支給されます。 掛金9,300円～23,300円（加入時年齢により異なります） 【年金月額】20,000円（1口）	○	○	○				住民税非課税世帯は、掛金の減免制度があります。	真庭市福祉課 及び各振興局	
労災による年金	労働災害により障がい者になった方には、労災保険から障害年金、一時金の支給があります。								労働基準監督署	
その他	障害厚生年金、各種共済障害年金等								各組合	

2. 税等の軽減 *所得税・住民税については、前年度分所得にかかるものです。 *特別障害者とは1、2級所持者です。（表中の◎は特別障害者控除等を受けられるもの）

制 度	内 容	1	2	3	4	5	6	備 考	窓 口
所 得 税	次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 400,000円 障害者控除 270,000円	◎	◎	○	○	○	○	1、2級障害者との同居であれば、 所得税750,000円、住民税530,000円 が課税対象額から控除されます。	勤務先給与担当 久世税務署 真庭市税務課
住 民 税	次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者控除 300,000円 障害者控除 260,000円	◎	◎	○	○	○	○		
相 続 税	次の額が課税対象額から控除されます。 特別障害者 85歳になるまでの年数×20万円 その他の障害者 85歳になるまでの年数×10万円	◎	◎	○	○	○	○		久世税務署
贈 与 税	特別障害者を受益者とする「特定障害者扶養信託契約」に基づいて財産を信託したとき、信託受益権の価格6,000万円まで非課税になります。	◎	◎						久世税務署
利子等の非課税	障がい者名義の郵便貯金、少額預金、少額公債の各元本350万円までの利子について非課税になります。	○	○	○	○	○	○		金融機関
NHK受信料 真庭ひかりネットワーク利用料 の 免 除	【全額免除】身体障害者手帳保持者を構成員とする世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。 【半額免除】視覚・聴覚障がい者または重度（1,2級）の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、受信契約者である場合	○	○	○	○	○	○		真庭市福祉課 及び各振興局 NHK岡山放送局 真庭いきいきテレビ
軽自動車税	【全額免除】身体障害者手帳をお持ちの場合、障害の区分・等級によって軽自動車税が全額免除となる場合があります。詳しくは税務課へお問い合わせください。								真庭市税務課

3. 保健・衛生

制 度	内 容	1	2	3	4	5	6	備 考	窓 口
障害者医療費公費負担制度	障害者医療費の自己負担額は一割。所得区分に応じた限度額を超えた場合は公費負担されます。	○	○	△				年齢および所得の制限があります。	真庭市市民課 及び各振興局
後期高齢者医療制度	65歳～74歳の方が、申請されることにより後期高齢者医療制度に加入できます。医療費の自己負担割合は1割又は2割（現役並み所得者は3割）となります。	○	○	○	△			住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付。（入院時要申請）	真庭市市民課 及び各振興局

4. 生活・社会参加

制 度	内 容	1	2	3	4	5	6	備 考	窓 口
自動車運転免許取得費助成事業	運転免許取得により社会参加が見込まれる方に、その費用の一部を助成します。（2/3以内、10万円限度）	○	○	○	○	○	○	所得制限があります。事前の申請が必要です。	真庭市福祉課 及び各振興局
自動車運転免許取得費助成事業	就労等のため自らが使用・運転する自動車の操向装置又は駆動装置等の一部を改造する必要がある方に、その費用の一部を助成します。上肢・下肢・体幹または運動機能の1.2級または3級に該当する方（2/3以内、10万円限度）	○	○	○				所得制限があります。事前の申請が必要です。	真庭市福祉課 及び各振興局
福祉車両購入費等助成事業	身体障がい者又は障がい者と生計を同一とする介護者が福祉車両（障がい者が乗降しやすい座席を有する車両、車椅子等そのまま乗降できる装置を設けた車両）を購入、改造する場合、費用の一部を助成します。（対象経費の1/2、限度額10万円）	△	△	△	△	△	△	所得制限があります。 事前の申請が必要です	真庭市福祉課 及び各振興局
有料道路の通行料金の割引	登録済みの車両を障がい者本人が運転して通行する場合。 50%割引 登録済み車両を介護者が運転し、第1種身体障害者が同乗して通行する場合。 50%割引	○	○	○	○	○	○	手帳・車検証・運転免許証が必要（車種限定有） ※車を持っていない人でもタクシーや家族の車等で割引可能（申請必要）	真庭市福祉課 及び各振興局
相談支援事業	福祉サービス利用支援などの様々な相談に応じ、必要な情報提供等を行います。	○	○	○	○	○	○		真庭地域生活支援センター サポートステーション コスモス

制 度	内 容	1	2	3	4	5	6	備 考	窓 口
青い鳥郵便葉書	毎年4月～5月にかけて、葉書を1人20枚配布しています。	○	○					受付期間中に郵便局へお申し出ください。	郵便局
生活福祉資金の貸付	身体障害者手帳の交付を受けた方が生業を営むために必要な経費等を低利で貸付をしています。	○	○	○	○	○	○	この他に、教育支援・療養資金等の貸付制度があります。	社会福祉協議会 (民生委員)
福祉移送サービス	日常の外出において、介助者がいないと移動や単独でのタクシーその他公共交通機関の利用が困難な方のために、福祉車両で送迎します。 利用回数：月6回 登録料：1,200円(年) 利用料：15分あたり250円	△	△	△	△	△	△	利用するためには事前登録が必要です。申請後、審査したうえで登録されます。	真庭市福祉課 及び各振興局
岡山県障害者スポーツ大会	身体障がい者の機能回復、健康増進、自立と社会参加の増進を図る目的で毎年1回実施しています。ただし、内部障がいの方は出場できません。	○	○	○	○	○	○	障害種別に分かれて各種の競技が行われ、4～5月頃に開催予定です。	真庭市福祉課 及び各振興局
各種入場料の割引	窓口で身体障害者手帳、デジタル障害者手帳を掲示してください。	○	○	○	○	○	○	各施設により割引内容や実施状況がことなりますのでご注意ください。	各切符売場
障害者総合相談	障がい者本人や家族をはじめ、関係者の方々の生活上のいろいろな悩みや心配ごとに対して、相談員が電話・面接により相談を受けます。	○	○	○	○	○	○	月～金) 9:30～16:30 電話(086)223-0020 FAX (086)223-4597	岡山県身体障害者福祉連合会

5. 交通運賃の割引

手帳の種	J R				民間・JRバス(※1)			航空機			岡山県内のタクシー(※1)		
	割引対象者	取扱区間	乗車券種類	割引	割引対象者	取扱区間	割引率	割引対象者	取扱区間	割引率	割引対象者/取扱区間	割引率	
第1種身体障害者	介護者同乗	本人と介護者1名	制限なし	普通乗車券・定期券 回数券・急行券	5割引	本人と介護者1名	制限なし	普通乗車券50% 定期乗車券30%	本人(12歳以上)と介護者1名	国内線の定期就航路線	航空会社により異なります。	手帳所持者が乗車しているタクシー	1割引
	本人のみ	本人のみ	100km以上	普通乗車券	5割引	本人のみ	制限なし	普通乗車券50% 定期乗車券30%				手帳所持者が乗車しているタクシー	1割引
第2種身体障害者		本人のみ	100km以上	普通乗車券 定期券(※2)	5割引	本人のみ	制限なし	普通乗車券50% 定期乗車券30%	本人(12歳以上)と介護者1名	国内線の定期就航路線	航空会社により異なります。	手帳所持者が乗車しているタクシー	1割引

(※1) バス会社・タクシー会社によっては、この制度を利用できない場合や割引内容の異なる場合がありますのでご注意ください。

(※2) 12歳未満の第2種身体障害者が介護者と同乗する場合、介護者の定期券のみ割引となります(12歳未満の小児の定期券の割引はありません)。なお、その場合、区間制限はありません。

7. 関係機関・各種団体連絡先

6. 身体障害者相談員(主にそれぞれの地区を担当)

氏名	障害	地区	住所	TEL
西垣 正子	心臓	落合	西河内7-10	0867-52-3639
谷口 典子	肢体		平松113番地4	0867-42-5323
山下 辰男	肢体	勝山	月田3056	090-9502-7437
重藤 貞子	肢体		神代2527	0867-44-4594
各務 泰弘	内部	湯原	豊栄892-1	0867-62-7068
長見 健史	肢体	八束川上	蒜山上長田24-3	090-4659-4700
樋口 昌子	肢体		蒜山中福田605	0867-66-3572
山乗 和子	肢体		蒜山下徳山113	0867-66-3291
岩崎 吉秀	腎臓	北房	下皆部533番地4	0866-52-4484
清水 視和子	肢体	美甘	田口1399番地	0867-56-2579

8. 真庭市役所連絡先

機関・団体名	住所	TEL	FAX	課名	住所	TEL	FAX
真庭地域生活支援センター	真庭市久世2928	0867-42-7966	0867-42-7960	健康福祉部 福祉課	久世2927-2	0867-42-1581	42-1369
サポートステーション コスモス	真庭市上水田4988-1	0866-52-5622	0866-52-4772	真庭市発達発育支援センター	久世2927-2	0867-42-1080	42-1369
真庭市社会福祉協議会	真庭市久世2928	0867-42-1005	0867-42-2263	生活環境部 市民課	久世2927-2	0867-42-1112	42-7455
岡山県美作県民局健康福祉部	津山市椿高下114	0868-23-1298	0868-22-6129	総務部 税務課	久世2927-2	0867-42-1114	42-1240
岡山県美作県民局税務部	津山市山下53	0868-23-1272	0868-24-3445	北房振興局地域振興課 市民サービス窓口	下皆部248	0866-52-2113	52-4496
岡山県身体障害者更生相談所	岡山市北区南方2-13-1	086-235-4577	086-235-4346	落合振興局地域振興課 市民サービス窓口	落合垂水618	0867-52-1111	52-1939
岡山県津山児童相談所	津山市山北288-1	0868-23-5131	0868-23-5132	勝山振興局地域振興課 市民サービス窓口	勝山319	0867-44-2925	44-5229
津山年金事務所	津山市田町112-5	0868-31-2360	0868-22-1042	美甘振興局地域振興課 市民サービス窓口	美甘4134	0867-56-2611	56-2033
津山公共職業安定所(ハローワーク)	津山市山下9-6	0868-22-8341	0868-25-0264	湯原振興局地域振興課 市民サービス窓口	豊栄1515	0867-62-2011	62-2097
津山労働基準監督署	津山市山下9-6	0868-22-7157	0868-25-2413	蒜山振興局地域振興課 市民サービス窓口	蒜山下福田305	0867-66-2510	66-4401
久世税務署	真庭市鍋屋8-1	0867-42-0450					
NHK営業サービス(株)岡山事業所	岡山市駅北区元町15-1	086-214-4740					
MI T真庭いきいきテレビ	真庭市鍋屋17-1	0867-42-7200	0867-42-7201				
岡山県視覚障害者センター	岡山市北区西古松268-1	086-244-1121	086-244-1043				
岡山県聴覚障害者センター	岡山市北区南方2-13-1	086-224-0221	086-224-0236				
岡山障害者職業センター	岡山市北区中山下1-8-45	086-235-0830	086-235-0831				
岡山県身体障害者福祉連合会	岡山市北区南方2-13-1	086-223-4562	086-223-4597				
岡山県医療的ケア児支援センター	岡山市北区祇園866	086-275-4518	086-275-9323				

(注) 各種制度の内容や金額等について変更も

ありますので、相談時に確認してください。

